

組合業務の概要と求人内容等について

1. 組合の概要について

- | | |
|--------|---|
| ① 名 称 | 大阪府農業共済組合（NOSAI 大阪） |
| ② 法人区分 | 農業保険法（政府の農業政策保険）に基づいて運営する農業団体（公共組合） |
| ③ 業務内容 | 農業共済制度と収入保険制度の実務 |
| ④ 運営経費 | 法 19 条に基づく「法律補助」を受けるため、国庫事務費補助金が主な運営財源 |
| ⑤ 設 立 | 平成 29 年 4 月 3 日（一県一組合の特定組合） |
| ⑥ 監 督 | 組合の行政庁は知事、連合会は農水大臣。所管官庁は農水省経営局保険課・保険監理官 |

2. 組織の概要について

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| ① 役 職 員 数 | 役員 23 名、職員 43 名（令和元年 6 月 1 日現在） |
| ② 事 業 所 | 本所（中央区農人橋）、北部支所（茨木市）、南部支所（和泉市）の 3 事業所 |
| ③ 機 構 図 | 別紙（略） |
| ④ そ の 他 | 本所は課制、支所は係制。 |

3. 獣医師の職務内容等について

- | | |
|-----------|---|
| ① 位 置 づ け | 農業共済制度のひとつである家畜共済全般を担当。中でも廃用認定行為は獣医師の専権事項。 |
| ② 業 務 内 容 | 当組合では「牛」だけが対象。家畜共済は死亡廃用共済と疾病傷害共済に大別されるが、主には現地での認定行為と病傷カルテ審査のデスクワーク。掛金徴収などの引受業務は支所職員が担当。 |

- ③ 指定獣医師制 臨床は開業獣医師と契約しており、カルテを組合に提出して治療費を請求する仕組み。

4. 採用と要望等について

- ① 採用職位 獣医師（事業課第二係：家畜共済担当）。
- ② 採用人数 一人
- ③ 経歴 獣医師免許保持者で普通自動車運転免許のある方（大動物の臨床経験などは不問）。
- ④ 年齢 60歳以上65歳未満（希望）、65歳以上75歳未満（許容）当然に60歳未満でも可。
- ⑤ 雇用形態 嘱託職員契約
- ⑥ 勤務時間 平日9：00～17：30
- ⑦ 休日 土・日・祝日・年末年始
- ⑧ 勤務地 本所（大阪市中央区農人橋2丁目：最寄り駅は谷町四丁目駅）。
- ⑨ 勤務形態 週5日（希望）、週4日等は相談（但し、報酬調整）
- ⑩ 年間報酬等 賞与込みの月給制（税・獣医師手当込み）で、360～420万円（但し、経歴・勤務形態・年金受給者などにより相談）、交通費別途、社会保険あり。
- ⑪ 契約期間 令和2年3月1日～令和3年2月末日の1年間
- ⑫ 採用試験 面接選考（面接日応談）。
- ⑬ 可否申出期日 至急：（なお、随時採用で日本獣医師会等に公募掲載中⇒採用が決定次第、募集は締め切ります）。
- ⑭ 着任日 令和2年3月1日（希望）
令和2年4月1日（許容）
- ⑮ その他 農家から月1～2回程度、土・日曜日の廃用認定要請による出勤があり得る（休日出勤手当支給）。

以上